

2020.11.02

ESG リスクトピックス <2020 年度第 8 号>

本誌では、E（環境）・S（社会）・G（ガバナンス）に関する国内・海外の最近の重要なトピックスをお届けするとともに、企業の抱える疑問などについて紹介・コメントいたします。

今月の主なトピックス

Environmental—環境—

■ 気候変動 ■

Climate Action 100+が日本企業 10 社を含む 161 社に GHG 排出ネットゼロのビジネス戦略を要求

Climate Action 100+*は 9 月 14 日、GHG 排出量の多いグローバル企業 161 社（うち、日本企業 10 社）の CEO および取締役会長に対し、GHG 排出をネットゼロとする事業戦略および目標の設定を求めるレターを送付したことを発表した。

レターでは、2021 年にリリース予定の投資家向けツール“Climate Action 100+ Net Zero Company Benchmark”の指標に合わせた情報開示や、製品のエンドユーザーを含むバリューチェーン全体をカバーすることや気温上昇を 1.5°C に抑えるという科学に基づいた GHG 削減目標など 2050 年までの GHG 排出量ネットゼロに向けたより強力な目標設定等が要求されている。

* 世界の温室効果ガス排出量上位企業に対し、気候変動対策を取るよう働きかけることを目的とした機関投資家のイニシアチブ。500 機関、運用資産総額 47 兆ドルの投資家が参加している。

(参考情報：2020 年 9 月 14 日付 Climate Action 100+ HP：<http://www.climateaction100.org/>)

■ 気候変動 ■

JFE が基準年対比 GHG 削減目標設定

JFE ホールディングスは 9 月 15 日、2030 年の GHG 削減目標を定めたことを発表した。製鉄事業は温室効果ガスの高排出セクターの一角を占め、既存技術では製鉄プロセスの還元時に大量に発生する GHG 排出削減が困難とされてきた。同社は従来の日本鉄鋼連盟の低炭素社会実行計画に加え、独自に 2030 年度の CO2 排出量を 2013 年度比で 20% 以上削減すること、長期的には 2050 年を目標年としカーボンニュートラル実現に向けた新技術の研究開発を加速させることを宣言した。

(参考情報：2020 年 9 月 15 日付 JFE ホールディングス HP：<https://www.jfe-holdings.co.jp/release/2020/09/200915.html>)

■ 生物多様性 ■

地球規模生物多様性概況第5版が公表。愛知目標、完全には達成ならず。

生物多様性条約事務局は9月15日、生物多様性戦略計画2011-2020*及び愛知目標**の達成状況について分析した報告書である「地球規模生物多様性概況第5版（GBO5）」を公表した。殆どの愛知目標について進捗が見られたものの、完全に達成できたものはないと報じられた。また、2050年に向けた長期目標である「自然との共生」を達成するには、生物多様性の保全・再生に関する取組のあらゆるレベルへの拡大や、生産・消費様式の変革及び持続可能な取引の実現など、様々な分野での行動を連携しながら進めていくことが必要であると指摘している。

* 2010年に愛知で開催されたCOP10において採択された2011年以降の生物多様性の世界目標

** 生物多様性戦略計画における個別目標（ターゲット）のこと。

（参考情報：2020年9月15日付 環境省 HP：<http://www.env.go.jp/press/108447.html>

Convention on Biological Diversity HP：<https://www.cbd.int/gbo5>

■ 気候変動 ■

環境省と経団連、脱炭素社会に向けた取り組み推進について合意。具体的な行動へ。

環境省と日本経済団体連合会（経団連）は9月24日、脱炭素社会に向けて連携を図る「環境と成長の好循環に向けたコロナ後の経済社会の再設計（Redesign）」の合意に達したことを発表した。本発表では相互の連携強化とともに、「脱炭素社会の実現への取り組み支援」、「パリ協定に基づくNDC*の達成のための支援」、「サステナブル・ファイナンス推進に向けた環境整備」等が合意されている。10月9日には、経団連から「気候変動分野のサステナブル・ファイナンスに関する基本的考え方と今後のアクション」が発表され、サステナブル・ファイナンスに関する環境整備が始まっている。（本レポート「Q&A」に関連記事掲載）

* 中期温室効果ガス削減目標。パリ協定の下、各国は5年ごとに更新・提出が求められる。

（参考情報：2020年9月24日付 一般社団法人 日本経済団体連合会 HP
環境と成長の好循環に向けたコロナ後の経済社会の再設計（Redesign）
－脱炭素社会実現に向けた環境省・経団連の連携に関する合意－：
<https://www.keidanren.or.jp/policy/2020/084.html>

2020年10月9日付 一般社団法人 日本経済団体連合会 HP
気候変動分野のサステナブル・ファイナンスに関する基本的考え方と
今後のアクション
<https://www.keidanren.or.jp/policy/2020/094.html>

Social—社会—

■ サイバーセキュリティ ■

日本 CSIRT 協議会が新型コロナウイルス感染リスク禍における CSIRT 対応のプラクティス集を公開

日本 CSIRT 協議会は 9 月 9 日、「新型コロナウイルス感染リスク禍における CSIRT 活動*で考慮すべきこと - CSIRT 対応プラクティス集 (ver.1.0) - 」を公開した。COVID-19 禍において生じた CSIRT 活動のうち、特にインシデント検知、インシデント対応に焦点を当て、メンバーの安全確保、感染防止を行いながら CSIRT 活動を継続実施するために事前に整理しておくことが望ましい項目を整理したもの。緊急事態宣言などの行動制限下において想定される課題に対し、活動場所 (リモート・現地) ごとに、解決の方向性、具体的な対策方法の例、組織として備えておくべき事項をまとめている。

* CSIRT は「Computer Security Incident Response Team」の略称で、CSIRT 活動は、コンピュータセキュリティ事故発生時の対応組織が行う諸活動を指す

(参考情報 : 2020 年 9 月 9 日付 日本 CSIRT 協議会 HP : https://www.nca.gr.jp/activity/evaluation_model.html)

■ 情報セキュリティ ■

総務省が中小企業のテレワーク拡大でセキュリティ対策の手引きを公表

総務省は 9 月 11 日、コロナ禍を受けた中小企業のテレワーク導入拡大を踏まえて、「テレワークセキュリティの手引き」を公表した。担当者がいなくても最低限のセキュリティを確保するのが狙い。自社のテレワークの方式を選択し、それに応じたチェックリストで必要な対策を確認できる。

(参考情報 : 2020 年 9 月 11 日付 総務省 HP :

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01cyber01_02000001_00080.html)

■ 事業継続 ■

災害時の医療機関や公共交通機関などの業務継続に関する国際規格を発行

経済産業省は 9 月 23 日、電気・電子技術に関する国際規格を作成する国際電気標準会議 (IEC) において、日本が提案した「災害時の都市サービスの継続性に資する電気継続の仕組み」が発行されたことを公表した。地震・洪水・サイバーテロ発生時などの有事に、重要性の高い都市サービス提供事業者 (医療機関、公共交通機関など) が必要最低限の電気を確保できるよう、都市サービス運用者 (企業の施設管理部門、商業施設等の管理会社、自治体の公共施設管理部門など) に電気継続計画 (ECP) の策定や、ECP 実行のための電気継続システム (ECS) の機器要求仕様を定めることを求めている。また、災害フェーズでの ECS マネジメントや各エリアで交換すべき情報の種類 (電力系統との接続情報、停電時間、予備電源の動作・残存状況) などの基本事項をガイドラインとして提示した。

(参考情報 : 2020 年 9 月 23 日付 経済産業省 HP :

<https://www.meti.go.jp/press/2020/09/20200923004/20200923004.html>)

Governance—ガバナンス—

■ ガバナンス ■

独立社外取締役 3 分の 1 以上選任と指名・報酬委員会の設置が、東証 1 部上場の過半数超に増加

東証が 9 月 7 日、上場会社のコーポレート・ガバナンス報告書の集計結果を公表した。東証一部企業のうち、総数の 3 分の 1 以上の独立社外取締役を選任している会社と指名委員会・報酬委員会を設置している会社が、それぞれ前年度より大きく増加し、全体の半数を超えたことが分かった。上場会社の行動規範を示す東証の「コーポレートガバナンス・コード」（2018 年改訂）は、独立社外取締役を「少なくとも 2 人以上」、さらに「3 分の 1 以上」の選任を求めている。

（参考情報：2020 年 9 月 7 日付 日本証券取引所 HP <https://www.jpx.co.jp/news/1020/20200907-01.html>）

■ ガバナンス ■

経産省、サイバーセキュリティ体制構築・人材確保のための手引きを公表

経済産業省は 9 月 30 日、『サイバーセキュリティ体制構築・人材確保の手引き』を公表した。本手引きは、主に従業員数 300 名以上の企業が対象。高度化・巧妙化するサイバー攻撃に対処するため、サイバーセキュリティの体制構築と人材の確保・育成を急務とし、経営者のリーダーシップ、セキュリティ統括機能の確保、関連タスクを担う部門や関係会社の特定・責任の明確化などの要点を提示。また、「セキュリティ人材」の育成に加えて、デジタル・事業・管理など各部門で専任担当以外の「プラス・セキュリティ人材」の確保・育成なども盛り込んでいる。

（参考情報：2020 年 9 月 30 日付 経済産業省 HP <https://www.meti.go.jp/press/2020/09/20200930004/20200930004.html>）

全般・その他

■ 非財務情報開示 ■

CDP等5団体が企業の報告フレームワークの改善に向けた協働を宣言

企業情報の報告に関するフレームワークを開示している5団体（CDP、CDSB、GRI、IIRC、SASB）は9月11日、フレームワークの改善に向けて協働することを宣言した。企業の非財務情報開示に関するフレームワークや様々な概念が乱立している現状を踏まえ、上記5団体において共通認識を固める。宣言の中では、企業のサステナビリティレポート等で用いられる「マテリアリティ（重要課題）」が複数の概念で使われていることを踏まえ、

- ・ 企業にとって財務影響を持つマテリアリティ（企業目線での重要事項）
- ・ 企業価値にとって重要なサステナビリティ関連マテリアリティ（投資家等目線での重要事項）
- ・ 現時点で企業価値には影響しないものの、企業が経済、環境や社会に大きな影響を及ぼすマテリアリティ（様々なステークホルダー目線での重要事項）

の3つにマテリアリティの概念を整理し、マテリアリティは状況によって変化するという「ダイナミック・マテリアリティ」の考え方が提唱されている。5団体は今後、非財務情報開示に関する合同ガイダンスや、財務報告を補完するための非財務情報の在り方をまとめた合同ビジョン等の策定を行う予定。（本レポート「Q&A」に関連記事掲載）

（参考情報：2020年9月11日付 CDP HP：<https://www.cdp.net/en/articles/media/comprehensive-corporate-reporting>）

■ SDGs ■

経済産業省、「クライメート・イノベーション・ファイナンス戦略2020」の中間取りまとめを発表

経済産業省は9月11日、「クライメート・イノベーション・ファイナンス戦略2020」を公表した。

同戦略ではSDGsやパリ協定の実現にむけて「トランジション」「グリーン」「革新イノベーション」の3つの重要施策を打ち出しており、これらの施策に関連する事業へのファイナンスを促進するため「政府の気候変動対策へのコミットメント」「企業の積極的な情報開示」「資金の出し手によるエンゲージメント」の3つの基盤の整備を目指す、としている。

今後、日本政府は気候変動分野、国際金融分野の会合において同戦略を発信し、地球規模での対策を行うことをコミットする。またCEFIA**の活動等を通じて、エネルギー需要の伸長が著しいASEAN諸国等と交流し、共にパリ協定の目的達成を目指していく。

- * 同戦略において「トランジション」は「短期的に温室効果ガス排出量の実質ゼロ化が困難な産業を低炭素化・脱炭素化する取組」、「グリーン」は「温室効果ガス排出量の実質ゼロにむけた取組」、「革新イノベーション」は「GHG排出量の抑制・貯蔵・再利用のための革新的イノベーションの創出」を意味する。

- ** 途上国における低炭素技術の普及・展開、クリーンエネルギー転換をビジネス主導で支援するために設立された官民イニシアティブ。

（参考情報：2020年9月16日付 経済産業省 HP：<https://www.meti.go.jp/press/2020/09/20200916001/20200916001.html>）

■ エンゲージメント ■

経団連が企業と投資家による建設的対話の促進に関する提言を公表

経団連は9月15日、企業の中長期的な価値向上に向けた投資家との対話促進に関する提言「企業と投資家による建設的対話の促進に向けて」を公表した。企業と投資家の対話はコーポレートガバナンス・コードやスチュワードシップ・コード等を契機に進展してきているものの、依然として課題が多いと指摘されてきた。提言では、企業側の取組として重要度と優先度を意識した情報開示や対話に基づく対応の投資家へのフィードバック、投資家側の取組として投資判断プロセスにおける対話の位置づけの企業への開示等、建設的な対話の促進に向けた取組が5つの切り口から示されている。

(参考情報：2020年9月15日付 経団連 HP：<https://www.keidanren.or.jp/policy/2020/075.html>)

■ ESG 投資 ■

三井住友銀行がポジティブ・インパクト・ファイナンスの取扱いを開始

三井住友銀行は9月30日、メガバンクとして初めてポジティブ・インパクト・ファイナンス*の取扱いを開始すると発表した。独自の評価基準に基づき、ESG取組やSDGs達成への貢献を評価・分析し、取組や情報開示の適切性についての現状評価や今後の課題を示した上で融資を行うもの。同行は本取組を通じて、顧客のサステナビリティ経営実現に向けた活動を継続的に支援していくとしている。

*SDGsの達成に向け、「経済」「環境」「社会」のいずれか一つ以上に貢献するとともに、負のインパクトを特定・緩和する投融資。国際環境計画・金融イニシアチブ（UNEP FI）により策定されたポジティブ・インパクト原則に適合している。

(参考情報：2020年9月30日付 三井住友銀行 HP：https://www.smbc.co.jp/news/pdf/20200930_05.pdf)

今月の『注目』トピックス

<ESG>

○世界経済フォーラムが ESG 開示・報告の枠組みを発表、SDGs ゴールとも紐づけ

(参考情報：2020年9月22日付世界経済フォーラム HP：

<https://www.weforum.org/press/2020/09/measuring-stakeholder-capitalism-top-global-companies-take-action-on-universal-esg-reporting>)

世界経済フォーラム（WEF）は9月22日、普遍的な ESG 指標と開示・報告の新たな枠組み「ステークホルダー資本主義指標」を公表。報告書「ステークホルダー資本主義の進捗を測定～持続可能な価値創造のための共通の指標と一貫した報告を目指して～」に盛り込んだ。国連の持続可能な開発目標（SDGs）の各ゴールとの紐づけが整理されており、SDGs 達成に貢献するための企業の取り組みと関連する ESG 開示・報告との統合を可能にする枠組みとして注目される。

本指標は、主要な ESG ドメインに沿った4つの柱（「ガバナンス」「地球」「人」「繁栄」）のもと、21の中核指標と34の拡大指標で構成。4つの柱には、関連する SDGs のゴールをそれぞれ紐づけた。地域・業種を問わず適用できる。作成段階で既存の開示・報告基準との整合性を考慮し、主要な基準設定主体（CDP、CDSB、GRI、IIRC および SASB）の内容を収れんさせ、ESG 開示報告で企業・組織間の比較可能性や一貫性を向上するのが目的だ。

指標は、世界4大監査法人が主体で制作した。一方、欧州連合（EU）や証券監督者国際機構（IOSCO）、IFRS 財団でも同様に ESG 報告ガイドライン統一の動きがある。

(参考) 報告書で取り上げられた開示テーマと SDGs のゴールとの関連性
※報告書より抜粋・整理した。

4つの柱	テーマ	関連する SDGs のゴール
ガバナンスの原則 Principles of Governance	統治目的 Governing purpose	12. つくる責任 つかう責任 16. 平和と公正をすべての人に 17. パートナリシップで目標を達成しよう
	統治体制の質 Quality of governing body	
	ステークホルダーエンゲージメント Stakeholder engagement	
	倫理的行動 Ethical behaviour	
	リスクと機会の監視 Risk and opportunity oversight	
地球 Planet	気候変動 Climate change	6. 安全な水とトイレを世界中に 7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに 12. つくる責任 つかう責任 13. 気候変動に具体的な対策を 14. 海の豊かさを守ろう 15. 陸の豊かさを守ろう
	自然損失 Nature loss	
	淡水利用可能性 Freshwater availability	
	大気汚染 Air pollution	
	水質汚濁 Water pollution	
	固形廃棄物 Solid waste	
	資源利用可能性 Resource availability	

4つの柱	テーマ	関連する SDGs のゴール
人 People	尊厳と平等 Dignity and equality	1. 貧困をなくそう 3. すべての人に健康と福祉を 4. 質の高い教育をみんなに 5. ジェンダー平等を実現しよう 8. 働きがいも 経済成長も 10. 人や国の不平等をなくそう
	健康と幸福 Health and well-being	
	将来に向けたスキル Skills for the future	
繁栄 Prosperity	雇用と富の創出 Employment and wealth generation	1. 貧困をなくそう 8. 働きがいも 経済成長も 9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 10. 人や国の不平等をなくそう
	より良い製品やサービスの革新 Innovation of better products and services	
	地域と社会の活力 Community and social vitality	

Q&A



Question

最近 ESG 投資の隆盛とともに、ESG 情報に関する情報開示のフレームワーク・基準が各種整備されているようです。今どのような状況なのか教えてください。

Answer

1. ESG 情報開示に関する様々な開示基準等の林立

昨今、ESG 投資の盛り上がりとともに、ESG 情報開示の重要性が意識されています。一方で、一口に開示といってもそのプロセスは社内関係者への説明・情報の収集から始まり、最終的には全社レベルでの承認が必要となる大掛かりなものです。開示対応関係者にとっては、以下の様に多くの ESG 情報開示基準等が林立し統一された基準がないことが、何を拠り所とし着手すべきか判断を難しくさせる一因となっています。

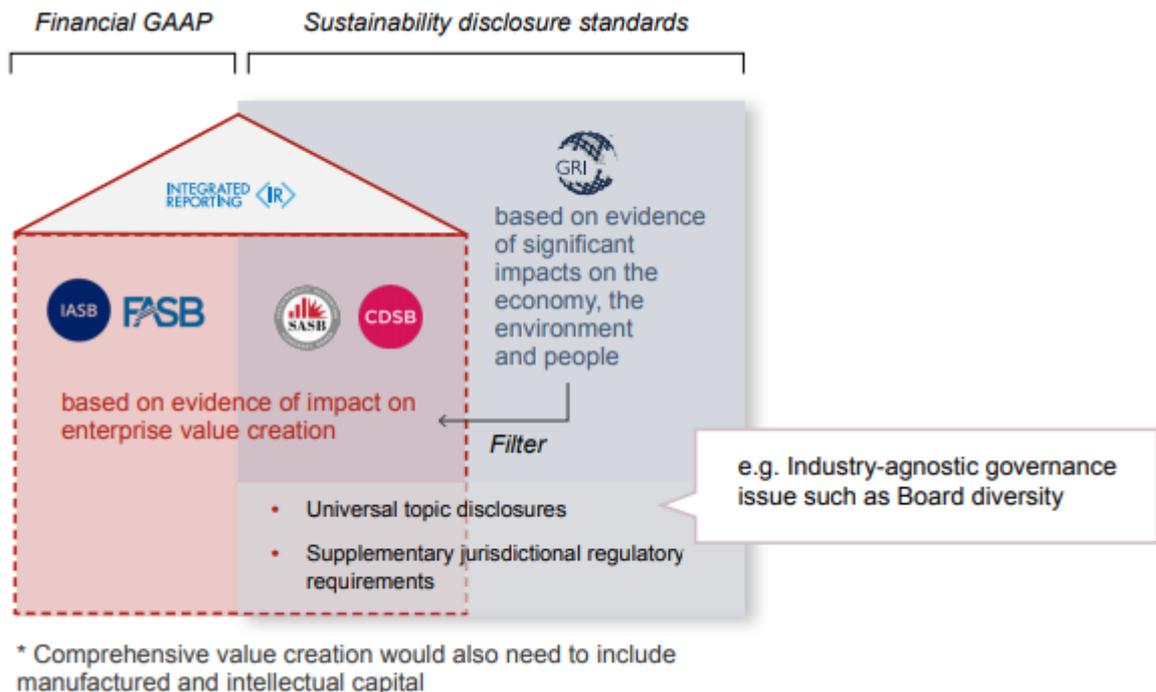
	テーマ	策定団体	開示基準等
海外	ESG 全般	GRI	GRI スタンダード ¹
		SASB	SASB スタンダード ²
		IIRC	国際統合報告フレームワーク ³
		IBC、監査法人	「ステークホルダー資本主義の進捗を測定～持続可能な価値創造のための共通の指標と一貫した報告を目指して～」レポート ⁴
		EU	非財務情報報告に関する欧州議会及び閣僚理事会指令 (Directive 2014/95/EU) ⁵ (2021 1Q に向け改定案策定中 ⁶)
		IFRS 財団	Sustainability Reporting に関するコンサルテーションペーパー (意見募集中) ⁷
		IOSCO	グローバルサステナビリティ開示統一ガイドライン (策定中) ⁸⁹
	気候変動	FSB	TCFD (気候関連財務情報開示タスクフォース) 最終提言書 ¹⁰
		CDP	CDP 質問書 ¹¹
		CDSB	環境・気候変動報告フレームワーク ¹²
		SBTi	SBTi ¹³
	自然資本	国連機関等	TNFD (自然関連財務情報開示タスクフォース) ¹⁴
		Natural Capital Coalition	自然資本プロトコル ¹⁵
	人権	RAFI	国連指導原則報告フレームワーク ¹⁶
PRI		人権開示フレームワーク (策定中) ¹⁷ 「投資家は何故・どのように人権対応を進めていくべきか」ペーパー発表 ¹⁸	
国内	ESG 全般	経済産業省	価値協創のための統合的開示・対話ガイダンスーESG・非財務情報と無形資産投資ー (価値協創ガイダンス) ¹⁹
		金融庁	有価証券報告書 記載事項一覧 (第二部【企業情報】等) ²⁰
	E	環境省	環境報告ガイドライン ²¹
	G	JPX	コーポレート・ガバナンスに関する報告書 記載要領 ²²

出典：「ESG に関する情報開示についての調査研究」(GPIF、2019 年 3 月)²³を参考に、インターリスク総研にて作成

2. 世界の動向

(1) 開示基準統一の流れ

目下、設立背景や目的の異なる林立した開示基準同士が自身の立ち位置を大きな絵姿に落とし込み、統一する流れが加速しています。例えば、GRI、SASB、IIRC、CDP、CDSB は、本年9月11日に共同声明を発表し、5団体が企業の統合報告に向けた共通のビジョンを掲げ、TCFD 提言に沿った形でフレームワークや基準を構築すること、更には IOSCO、IFRS、EU、IBC といった主要プレイヤーとも協業を進めていくことを発表しました。²⁴ 他方で一足飛びにすべてが収斂することはなく、世界経済フォーラム（WEF）の企業委員会である IBC は、同9月22日に Deloitte、EY、KPMG、PwC といった会計監査法人とともに、「ステークホルダー資本主義の進捗を測定～持続可能な価値創造のための共通の指標と一貫した報告を目指して～」”Measuring Stakeholder Capitalism: Towards Common Metrics and Consistent Reporting of Sustainable Value Creation²⁵”（原文）と題したレポートにおいて統一の ESG 指標と開示方法を発表（本レポート「今月の『注目』トピックス」にて詳述）するなど、統合には向かいつつも複数の動きが併存する流れはこのまましばらく続く見込みです。



統合報告全体における各開示基準等の役割分担イメージ

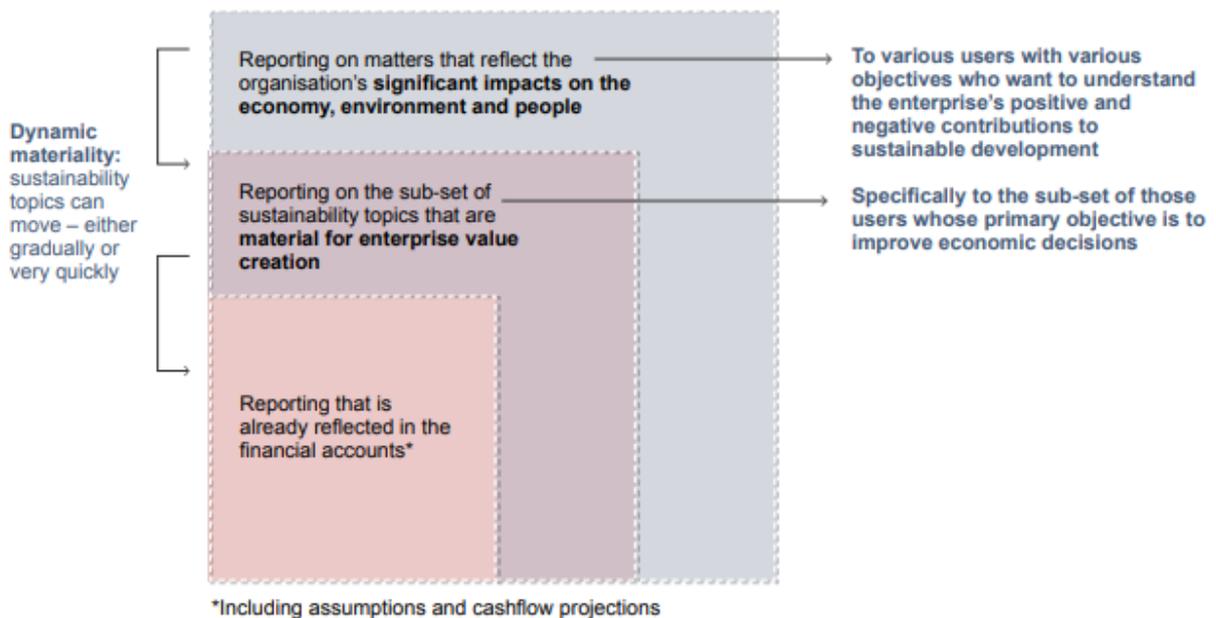
出典：”Statement of Intent to Work Together Towards Comprehensive Corporate Reporting”
 (CDP, CDSB, GRI, IIRC, and SASB, facilitated by the Impact Management Project, World Economic Forum and Deloitte, 2020年9月)

(2) マテリアリティ等に関する新しい考え方

昨今、フレームワーク自体もさることながら、マテリアリティの位置づけの見直しも進んでいます。上述の5団体が作成したレポートにおいて提唱されたのは「ダイナミック・マテリアリティ」という概念で、範囲の狭い順に①企業にとって財務影響を持つマテリアリティ（企業目線での重要事項）、②企業価値にとって重要なサステナビリティ関連マテリアリティ

(投資家等目線での重要事項)、③企業が経済、環境や社会に大きな影響を及ぼすマテリアリティ(様々なステークホルダー目線での重要事項)、の三層構造になっています。今までは①もしくは①と②を自社のマテリアリティとして管理している例が多かったと思いますが、世の中の時流の変化を受けて、今までやや手薄だった③が②や①にもなり得る事態が発生し、時としてその移行は急速に進む場合もあり得ます。例えば、5、6年前には気候変動が③に位置づけられていたところ、パリ協定やTCFDの主流化により今では②もしくは①に位置づけを変更した企業もあるのではないのでしょうか。(下図参照)

ダイナミック・マテリアリティの概念



出典：”Statement of Intent to Work Together Towards Comprehensive Corporate Reporting”
(CDP, CDSB, GRI, IIRC, and SASB, facilitated by the Impact Management Project, World Economic Forum and Deloitte, 2020年9月)

更には、マテリアリティに関するKPIを従来の様に財務情報と非財務情報とで別々に扱うのではなく、双方を結節する動きも見られます。本年9月17日にFSG、エネル財団、ハーバード・ビジネス・スクール、Shared Value Initiativeの4団体が発表した「ハイブリッド・メトリクス²⁶」(エキスパートアドバイザーにはBlackRockやCeres、WEF等も名を連ねる)では、財務指標(分子)/非財務指標(分母)という新たな概念が提唱されています(例：EBITDA/CO2強度(エネルギー分野))。これにより、投資家が各企業が高いESGパフォーマンスのもとに高い収益性を挙げているかどうかを、同業種内で比較することが可能になるとしています。

(3) TCFD 義務化の流れ

TCFD 最終提言には企業が任意で行う情報開示のフレームワークが示されており、多くの日本企業が自主的に賛同していますが、一部の国・地域ではそれを規制化する流れが生まれています。本年9月15日、ニュージーランドではTCFD報告書に基づく情報開示を規制化する法案が国会に提出されました。^{27,28}同様の動きは年初よりイギリスでも見られ²⁹、その牽引

役となっている前イングランド銀行総裁のマーク・カーニー氏³⁰は、氏が英国首相ファイナンスアドバイザーを務める来年11月のCOP26（於グラスゴー）においてもTCFD提言に基づく開示の義務化を議題として取り上げることを示唆しています。

3. 日本の動向

日本では、本年9月24日に環境省と経団連が情報開示を含むサステナブル・ファイナンス/ESG金融を積極的に推進することを合意しました。³¹「環境省と経団連はESG（環境・社会・企業統治）に関する企業開示の国際基準づくりで協力する。（中略）環境省と経団連は企業の意向を踏まえ、官民連携で基準の統一に向けて各国政府に協調を呼びかけていく。」「投資家が企業を比較しやすい資料にするため、環境省は金融庁とも連携し、有価証券報告書などへの記載方法を検討する。」³²（日本経済新聞、2020年9月22日付記事）が示す通り、今後日本においても何かしらの統一指針が提示される可能性があります。

4. まとめ

当面の間、設立背景や目的を異にする様々な情報開示基準等が併存する状況が続くと思われるも、林立の問題点は既に世界的にも認識が共有されています。また、中長期的には規制（ハード・ロー）化、或いは準規制（ソフト・ロー）化が進み、それぞれの特徴を活かした形で徐々に収斂していくことが想定されます。企業は、自社事業に関連が深いマテリアルなテーマに関する動向や、資本市場の求める情報の研究を進め、自社現状を把握し将来の企業戦略に活かしながら、来る日の開示に備えて準備を進めておくことが望まれます。

リスクマネジメント第三部 サステナビリティグループ
アシスタントマネジャー 高橋佳子

以上

¹ <https://www.globalreporting.org/standards>

² <https://www.sasb.org/standards-overview/download-current-standards/>

³ <http://integratedreporting.org/resource/international-ir-framework/>

⁴ http://www3.weforum.org/docs/WEF_IBC_Measuring_Stakeholder_Capitalism_Report_2020.pdf

⁵ https://ec.europa.eu/info/business-economy-euro/company-reporting-and-auditing/company-reporting/non-financial-reporting_en

⁶ https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/cwp-2020-adjusted-annexes_en.pdf

⁷ <https://www.ifrs.org/news-and-events/2020/09/ifrs-foundation-trustees-consult-on-global-approach-to-sustainability-reporting/>

⁸ <https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD652.pdf>

⁹ <https://www.bestexecution.net/10366-2/>

¹⁰ <https://www.fsb-tcfd.org/publications/final-recommendations-report/>

¹¹ <https://www.cdp.net/ja/guidance>

¹² <https://www.cdsb.net/what-we-do/reporting-frameworks>

¹³ <https://sciencebasedtargets.org/>

¹⁴ <https://tnfd.info/>

¹⁵ <https://naturalcapitalcoalition.org/natural-capital-protocol/>

¹⁶ <https://www.ungpreporting.org/wp-content/uploads/2017/06/UNGPreReportingFramework-Japanese-June2017.pdf>

¹⁷ <https://www.responsible-investor.com/articles/pri-looks-to-add-human-rights-to-its-reporting-framework-by-2025>

¹⁸ <https://www.unpri.org/human-rights-and-labour-standards/why-and-how-investors-should-act-on-human-rights/6636.article>

¹⁹ https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/kigyoukaikai/Guidance.pdf

-
- 20 <https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200327.html>
 - 21 <http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/kigyo/2018Guidelines20190325.pdf>
 - 22 <https://www.jpx.co.jp/equities/listing/cg/01.html>
 - 23 https://www.gpif.go.jp/investment/research_2019_full.pdf
 - 24 <https://29kjwb3armds2g3gi4lq2sx1-wpengine.netdna-ssl.com/wp-content/uploads/Statement-of-Intent-to-Work-Together-Towards-Comprehensive-Corporate-Reporting.pdf>
 - 25 <https://www.weforum.org/reports/measuring-stakeholder-capitalism-towards-common-metrics-and-consistent-reporting-of-sustainable-value-creation>
 - 26 <https://www.sharedvalue.org/resource/hybrid-metrics-connecting-shared-value-to-shareholder-value-executive-summary/>
 - 27 <https://www.mfe.govt.nz/climate-change/climate-change-and-government/mandatory-climate-related-financial-disclosures>
 - 28 <https://www.beehive.govt.nz/release/new-zealand-first-world-require-climate-risk-reporting>
 - 29 <https://www.ft.com/content/de915fb4-5f9e-11ea-b0ab-339c2307bcd4>
 - 30 <https://www.ft.com/content/b39cf39e-58d3-11ea-abe5-8e03987b7b20>
 - 31 <https://www.keidanren.or.jp/policy/2020/084.pdf>
 - 32 <https://www.nikkei.com/article/DGXMZO64117230S0A920C2NN1000/>

MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランス グループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。本誌を編集している以下のグループでは、危機管理、サステナビリティ、ERM（全社的リスク管理）等に関するコンサルティング・セミナー等のサービスを提供しています。

弊社サービスに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記のお問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

MS & ADインターリスク総研(株) リスクマネジメント第三部
TEL.03-5296-8912（危機管理・コンプライアンスグループ）
TEL.03-5296-8913（サステナビリティグループ）
TEL.03-5296-8914（統合リスクマネジメントグループ）
<https://www.irric.co.jp/>

主な担当領域は以下のとおりです。

<危機管理・コンプライアンスグループ>

- ◆ 危機管理・海外危機管理
- ◆ コンプライアンス（法令遵守）
- ◆ 役員賠償責任（D&O）
- ◆ CS・苦情対応

<サステナビリティグループ>

- ◆ 気候変動リスク、水リスク
- ◆ SDGs支援
- ◆ 生物多様性、自然資本
- ◆ 再生可能エネルギー
- ◆ 人権リスク 等

<統合リスクマネジメントグループ>

- ◆ ERM（全社的リスク管理）
 - ・リスクマネジメント体制構築
 - ・企業リスク分析・評価（リスクアセスメント）

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本誌は、読者の方々に対して企業のリスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & ADインターリスク総研 2020